

計量士制度

1. 目的

経済取引の発達、産業技術の進歩等これらに関して要求される計量技術が高度化・専門化するようになったことを踏まえ、計量に関する専門の知識・技能を有する者に対して一定の資格を与え、一定分野の職務を分担させることにより、計量器の自主的管理を推進し、適正な計量の実施を確保することを目的とする。

2. 根拠条文

計量法第122条

3. 制度の概要

(1) 計量士の区分

計量士は以下の3区分に分かれており、区分ごとの所要の条件を満たすことにより経済産業大臣の登録を受け、計量士となることができる。

- 一般計量士
- 環境計量士（濃度関係）
- 環境計量士（騒音・振動関係）

(2) 資格の取得方法

国家試験コース：計量士国家試験に合格し、かつ実務経験その他の条件に適合する者

資格認定コース：(独)産業技術総合研究所の教習の課程を修了し、実務経験などの所定の条件を満たし、かつ計量行政審議会が認めた者

(3) 計量士の主な職務

- 定期検査に代わる計量士による検査
- 計量証明検査に代わる計量士による検査
- 計量証明事業における計量管理
- 適正計量管理事業所における計量管理

4. 見直しの契機

昭和49年 環境計量士の創設

平成4年 環境計量士を「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分